

北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者講習会資料

令和3年4月

北名古屋水道企業団 工務課長

日頃は、北名古屋水道企業団の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、令和2、3年度に中止としました指定給水装置工事事業者講習内容は下記のとおりです。令和2、3年度の講習会受講対象事業者様につきましては、内容をご確認していただくようお願いいたします。

【指定給水装置工事事業者制度の概要】

水道法に定める指定基準のもとで水道事業者が給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格者である給水装置工事主任技術者により適正な給水装置工事の施行の確保を図ることとしています。

【指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入の目的】

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

指定の更新の際には、水道事業者は当該指定給水装置工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを改めて確認します。

【書類関係】

- ・ 申込み時に既設水栓の所有者様と申込者様が異なっていることがあります。その場合は申込書を受理することができませんので、事前に水栓異動届を提出するようお願いいたします。また、申込みと同時に水栓異動届を提出される場合は受理できますが、水栓異動届に不備がある場合は申込書を受理することができませんので、事前に確認をお願いいたします。
- ・ 申込者様名及び給水加入金及び工事費（負担金）の請求先のフリガナ、電話番号を必ず記入してください。
- ・ 温度変化で消えるボールペンは使用しないでください。
- ・ 申込書の請求先欄は水道料金の請求先ではなく、給水加入金及び工事費（負担金）の請求先ですので、お間違えのないようにしてください。
- ・ 申込書、配水管工事申込及び工事負担金軽減申請書、誓約書、承諾書及び確約書の申込者様欄は申込者様の自署でお願いします。
- ・ 位置図と公図には申込み場所を着色する等、明瞭に記してください。
- ・ 各種様式は企業団ホームページに掲載している最新の様式を使用してください。

- ・ 新規配水管延長工事が必要な申込みには、給水管布設希望位置寸法と申込み敷地間口寸法が明記してある資料の提出をお願いします。また、境界杭・給水管布設希望位置マーキングの有無等、現地の状況もお伝えください。
- ・ 事前に構造物や他埋設物等を十分に調査してから申込みをしてください。（構造物上越し浅層埋設施工等については道路管理者と事前に協議をしてください。道路占用許可申請書に浅層埋設理由書の添付が必要な場合があります。）
- ・ 工期延長又は占用廃止・再申請等がない様に工程管理を行ってください。（舗装本復旧未施工等に注意してください。）
- ・ 開始届に水道料金支払者様（送付先、氏名、フリガナ、連絡先）を必ず記入してください。
- ・ しゅん工図は施工状況を正確に反映した図面を作成し提出してください。（既設本管出幅深度、新設管理設深度、構造物等との離隔等）
- ・ しゅん工届未提出の工事が多数あります。引き渡し後は手直し、写真撮影等が困難になるので、現場完了後速やかにしゅん工届を提出してください。

【現場・写真関係】

- ・ 給水装置施工日を企業団へ連絡してください。
- ・ 集合住宅や2世帯住宅等支管分岐の場合は水道メーター設置後、企業団職員との立会い通水検査が必要です。また、止水栓に概要がわかるタグとメーターボックス蓋裏に概要の明記が必要です。（「北棟」や「101号室等」）
- ・ 立会い通水検査について、部屋番号位置等すべて確定した工程で検査の予定を組んで下さい。（検査後に部屋番号を変更すると、水道料金誤請求等が発生する恐れがあります。）また、検査中に各部屋の水栓から空気が吐出する場合がありますので、検査までに空気抜きをお願いします。
- ・ 受水槽には、系統の表記（部屋番号等）と越流管部には防虫ネットが必要です。
- ・ 施工場所周辺の住民様等に対し、事前周知を十分に行ってください。
- ・ 施工当日の保安設備は道路使用許可内容通りに設置し、道路占用許可書（写）及び道路使用許可証を携帯してください。（う回路案内等分かりやすくしてください。）
- ・ 作業車・トラック等は周辺の住民様等の迷惑にならない場所に駐車してください。
- ・ 保安設備の表記内容「発注者 北名古屋水道企業団」とはせず、「承認者 北名古屋水道企業団」又は「発注者 **** 様」（****は申込者様名）にしてください。
- ・ 申込者様・建築業者様・外構業者様と十分に協議し、標示杭が埋没状態とならないように現場管理をしてください。施工時の写真に杭が写っていてもしゅん工時に確認できない場合、再設置をお願いすることになります。
- ・ 道路から民地内に入らずに検針ができる位置に水道メーターを設置する様、事

前に申込者様・建築業者様・外構業者様と十分に協議してください。（塀・フェンス注意）

- 下水工事と同時施工（下水施工業者に掘削埋戻しを依頼）する際、水道管周りは山砂で埋戻しをしてください。下水工事は熔融スラグ（黒色の砂）での下水管保護が承認されているようですが、熔融スラグは使わないでください。
- 舗装本復旧は他工事者（下水、ガス、側溝工事等）と十分に協議し、同時施工してください。（道路管理者からの指示有）
- 給水装置工事を受任した場所での給水装置及び水道メーターの紛失、破損、漏水及び凍結事故が発生しないように管理をお願いします。水道メーターの紛失、破損が生じた場合は水道メーター弁償代を受任事業者様に請求する場合があります。
- PEワンタッチ式エルボ等の継手写真を撮り忘れないようにしてください。
- 水道メーターは取付け当日に出庫します。一時的に水道メーター間隔棒を使用する場合は中空タイプ（パイプタイプ）は使用しないでください。
- 口径変更等で、既設水道メーターの撤去が発生する場合は、新設水道メーター出庫日に既設水道メーターを企業団に返却してください。
- 水道メーター設置状況写真はメーターボックスと水道メーターの蓋を開けて撮影してください。（水道メーター向き確認のため）
- メーターボックスの中心は水道メーターではなく、伸縮継手が中心にくる位置に設置してください。（止水栓高圧側ユニオンベンドの袋ナットが十分に確認でき、止水栓取替が容易にできる位置）
- 新品止水栓はグラウンド部及び伸縮継手接続部の締め付けが緩いので、水道メーター設置後、増し締めしてください。
- 止水栓全開時のハンドルがメーターボックスの蓋裏に干渉しないように設置高さに注意してください。（止水栓斜め設置は不可です。）
- 親バルブ及び主管は土被り40cmで施工してください。親バルブ設置及び主管布設状況写真も必要です。
- 水圧試験は原則水道メーター低圧のユニオン部から試験をおこない、テスターがユニオン部に接続されているのがわかる状態で撮影してください。
- 仮舗装復旧は定期的にパトロールし、陥没や合材飛散の対策をしてください。
- 本管管種がVP・HIVP・PEP(W)・PEP(EF)の際、サドル分水穿孔片の写真を撮り忘れないようにしてください。（穿孔機に穿孔片がついた状態での写真をお願いします。）
- 新設管の洗管方法は止水栓接続前に洗管し、洗管状況写真を撮影してください。

- ・ 本管管種DCIP・VLP時の最低穿孔口径はφ25です。インサートコアは全ての穿孔口径で必要となります。また、本管がポリエチレンスリーブで被覆されている場合はサドル分水栓もポリエチレンスリーブで被覆してください。穿孔口径が基準に満たない場合は再施工となります。
- ・ 新設管と側溝等構造物及び他占用物の離隔寸法が確認できる様に撮影してください。
- ・ 既設給水管を圧着した場合は、管保護状況の写真を撮影してください。（補修バンド等）
- ・ 当企業団未承認材料は使用しないでください。（PEユニオンバンド 20×13、異径エルボ、SUS用ワンタッチ式継手等）
- ・ 下水工事等の他工事にて舗装本復旧施工の場合でも、舗装本復旧完了写真が必要です。

【その他】

- ・ 定期的に当企業団ホームページの「給水装置工事施行基準・解説書 改定表」を確認し、最新の情報を取得してください。
- ・ 事業者様内部での情報共有を徹底してください。（企業団からの伝達事項が現場担当者様へ伝わらず、再施工等になる場合があります。）
- ・ 企業団との情報共有に努めてください。（企業団に連絡をいただけない場合や、指示内容の未対応が発生しております。）
- ・ 施工不良、基準外施工については、再施工になる可能性がありますので、十分注意してください。（給水管埋設深度、使用材料、本復旧面積等）
- ・ 企業団から給水装置工事に関係する資料等の提出を請求された場合は、迅速に対応してください。
- ・ お客様から宅内漏水調査や蛇口取替等の依頼があった際は、指定給水装置工事事業者の自覚をもって対応してください。（お客様から指定給水装置工事事業者様への指摘事項をいただくことがあります。）

給水装置工事、講習会内容及び更新手続きについてのお問い合わせ先

北名古屋水道企業団 工務課 給水申込担当

TEL 0568-22-1251（代表）0568-22-8095（工務課直通）FAX 0568-22-7790

F A X 連 絡 用

講 習 会 資 料 閲 覧 済 書

指定給水装置工事事業者講習会資料閲覧後、お手数ですが必要事項を記入しFAX送信してください。

送信先	北名古屋水道企業団 工務課 給水申込担当 宛 FAX 0568-22-7790 TEL 0568-22-8095		
送信元	(北名古屋水道企業団指定給水装置工事事業者様名をご記入ください)		
送信元 連絡先	TEL FAX		
担当者様 氏名		資料 閲覧日	年 月 日